

平成21年度

事業計画書

財団法人 城北労働・福祉センター

平成21年度 事業計画書

山谷地域は、労働者の高齢化や就業構造の変化などにより、日雇労働市場が衰退し、労働者の失業の常態化や野宿化が顕著な状況にある。一方、外国人観光客向けの簡易宿所やマンションの増加、周辺地域の再開発の進展など、山谷地域は急速に変貌している。

このような状況に対応するため、センターでは労働者一人ひとりの実情を踏まえたよりきめ細かな職業紹介、生活相談・援護等をするとともに、民間企業やNPOとの連携を図り、自立支援体制を強化していく。また、地域の変容に対応するため、地域住民や関係団体と連携し、環境改善を図るなどソフト面から山谷のまちづくりを推進していく。

なお、東京都の監理団体として、組織運営の一層の効率化に取り組む。

I 自立の促進に向けた取組み

1 職業紹介事業 「規模」延46,400人

関係行政機関等との緊密な連携のもとに、労働者のニーズにあった求人開拓、適格紹介・就労経路の適正化等に努め、労働者の就労の安定と健全な雇用慣行の確立を図る。

(1) 高齢者特別就労対策事業求人紹介

「規模」延19,100人（都全体で延51,000人のうち、当センター紹介分）

55歳以上の労働者で就労意欲のある者に対し、輪番で紹介する。

(2) 公共事業求人紹介 「規模」延1,400人

都及び区の事業所等に積極的に働きかけ、公園、道路等の清掃、除草など軽作業中心の公共事業の求人を確保し、高齢者特別就労対策事業の対象とならない労働者に対し、輪番で紹介する。

(3) 民間求人紹介 「規模」延25,900人

公共事業を受注した事業所や公共職業安定所に求人を出している事業所を重点的に訪問するとともに、建設業以外の職域にも拡大して事業所訪問を強化するなど、労働者の年齢と体力に見合った求人確保に努める。

2 就労自立支援事業 「規模」延800人

利用者の大半を占める路上で生活する労働者の一層の自立を促進するため、民間企業やNPOと連携し、3段階のステップによる就労訓練の機会を提供することにより、就労意欲の醸成を図り、継続的な就労につなげていく。

3 日雇労働者技能講習事業（厚生労働省受託事業） 「規模」24科目 延210人（予定）

技能・資格の習得を求める労働者に対し、建築・土木関係のほか、清掃やパソコン等の幅広い技能を取得させ、安定した就労の促進と就労条件の改善を図る。

21年度は、①労働者のニーズ等を踏まえた効果的な技能講習科目の設定、②随時受講できる科目の増加、③講習機関の複数化など、自立に向けてよりきめ細かな対応を図っていく。

技能講習科目（計画）

・建設業	フォークリフト等	18科目	165人
・清掃	ビル清掃	1科目	10人
・その他技能	パソコン、自動車運転免許	5科目	35人

II 相談体制の強化

1 支援プログラム等による生活相談及びアウトリーチ（出張相談）

「規模」延12,000件（うちアウトリーチ220件）

労働者（相談者）の就労状況、援護実績、生活状態を踏まえ、個々の相談者の実情に応じて、相談・支援を実施する。特に、継続的な相談を必要とする者については、支援目標を定めた『支援プログラム』を作成して重点的な相談を行い、自立に向けたきめ細かな生活相談の充実を図る。

また、『支援プログラム』による継続的な相談を強化するため、未来所者等については、必要に応じて、職員が労働者の居所に赴くなど出張相談を行い（アウトリーチ）、自立を促進する。

2 常用就職希望層に対する相談 「規模」延300人

常用就職を希望する利用者に対して、1Fブース等にて適切な相談を行い、本人の希望にあった求人情報を提供するとともに、ハローワークと連携を図り、職員が同行するなど適切な相談を行い常用就職に向けた効果的な支援を行っていく。

3 簡易宿所へのアウトリーチ 「規模」120軒

山谷地域には、現在も簡易宿所を拠点に日雇労働を行っている者が約1,500人いるものと推測されている。

そこで、NPO等と連携し、地域の簡易宿所に出向いて健康相談を行う「巡回健康相談事業」（アウトリーチ）を実施し、地域保健事業の拡充を行う。また、センター職員が簡易宿所に出向いて、宿泊者の状況把握や、生活・労働相談を行うなど、労働者の路上生活化の防止を図っていく。

III 地域との連携

1 「地域づくりフォーラム」の運営 「規模」4回

町会、商店街、旅館組合、区、センターなどが参加し、山谷地域が抱える課題について意見交換を行い、今後の山谷のまちづくりを考えるとともに、協働して課題に取り組み、ソフト面から山谷地域のまちづくりを推進していく。

2 地域クリーンアップ作戦の実施 「規模」延460人

地元4町会、旅館組合、商店街、日雇労働者、台東清掃事務所、台東区及びセンターが参加し、毎月第4木曜日にセンター周辺の一斉清掃を実施する。

3 花いっぱい運動の実施

地元町会、旅館組合、NPO、日雇労働者が参加し、センター周辺に設置されたプランターの花

の水遣り、植え替え等を行う花いっぱい運動を実施する。

4 フォーラムだよりの発行 「規模」 4回

変わりゆく山谷地域の現況や、変わりゆく山谷地域の新しい情報を住民に周知することで、山谷地域の新しいまちづくりの機運を醸成していく。

IV その他の取組み

1 その他の職業紹介事業

(1) 登録事業所対策

登録事業所の求人実態を把握し、確実な求人確保に努めるとともに、新規事業所の開拓も積極的に行う。

- ① 事業所の訪問強化及び新規登録の促進 「規模」 既登録372所 新規登録15所
登録事業所の求人実態やセンターから紹介した労働者の就労状況を把握し訪問先を選定するなど、労働者の実情を踏まえた事業所訪問を計画的に行う。また、公共事業を受託した事業所や建設業以外の事業所の訪問により当センターの利用を働きかけ、登録を促進する。
- ② 労働者の就労の安定と健全な雇用慣行の確立
事業主懇談会開催し、労働者の安全確保、労働者供給事業の禁止及び募集経路の正常化等労働関係法令を周知・徹底する。
- ③ 未充足求人の解消
労働条件の厳しい求人については、条件の緩和を登録事業所に働きかけるなどして未充足求人の解消に努めていく。
- ④ 事業所広報の発行 4回
事業所との連携を強化し、効果的な事業運営を図るため、技能講習などセンターの取組を広く事業所に周知するとともに、事業所の意見等を掲載する双方向の広報紙を発行する。

(2) 労働者対策

日雇労働者の高齢化や就業構造の変化等の現状を踏まえ、求人情報の提供や技能講習を通じた就労指導などにより就労意欲の向上を図るとともに、健康報告書の発行により日常的に健康管理を促す。

- ① 就労の促進【再掲】
就労意欲のある労働者に対し、的確に求人情報を提供するとともに、技能講習受講の奨励などにより就労を支援する。
- ② 健康報告書（城北ルール）の発行
職業紹介対象者で民間求人を希望するすべての日雇労働者に対し、あらかじめ「健康報告書」を発行し、日常的な健康管理を促す。
- ③ 不当行為労働者に対する指導
飲酒就労や無断職場放棄などの不当行為を行った労働者に対しては、「不当行為に対する是正指導要領」に基づき的確に是正指導し、再発を防止する。

2 その他の相談事業

(1) 医療相談 「規模」 1, 600件

医療の必要があっても医療保険に加入せず、医療費の支払い能力がないなどの理由で、一般の医療機関で診療を受けられない者に対し、健康相談室で無料診療を行い、又は無料低額診療事業を行う医療機関に診療を依頼する。

(2) 福祉相談 「規模」 650件

生活保護法等福祉諸法の対象者に対し、健康状況、生活状況等により、台東区、荒川区の福祉事務所へ措置を依頼する。

(3) その他の生活相談 「規模」 7, 500件

住民登録や戸籍の手続きを必要とする者について、関係機関への照会や手続き等の助言を行うとともに、住宅、身上等の問題を抱える者への助言を行う。

また、平成15年7月に導入した新相談システムを活用した相談を実施するために、当センター利用者に対してバーコードを併用した各種利用者カード（一般利用者カード・高齢者利用者カード・公共事業利用者カード）を発行する。

(4) 労働相談 「規模」 690件

労働者や求人事業者から寄せられる各種の労働相談に対し、関係行政機関と連携して円満な解決を図る。

① 賃金相談 「規模」 60件

労働者からの賃金や各種社会保険相談、事業所からの賃金支払い・時間外労働に関する相談などについて、労働基準監督署と連携し、労働者と事業所の仲介、指導・助言などを通じて相談内容の解決を図る。

② 労働災害相談 「規模」 15件

就労作業中の事故や労働災害の手續などに関する相談について、労働基準監督署と連携し、労働者と事業所の仲介、指導・助言などを通じて相談内容の解決を図る。

③ 雇用保険印紙等の相談 「規模」 15件

労働者又は事業所から雇用保険印紙等の相談があった場合には、公共職業安定所・社会保険事務所と連携し、労働者と事業所の仲介、指導・助言などを通じて相談内容の解決を図る。

④ その他相談 「規模」 600件

労働者からの就労に関する相談や様々な苦情について、労働者と事業所の仲介、指導・助言などを通じて相談内容の解決を図る。また、技能講習に関する相談・申込受付を行う。

3 健康相談室の運営

山谷地域の労働者に対し、内科、外科、精神科及び呼吸器科を中心とした健康相談及び応急診療を実施する健康相談室を運営する。診療機能の充実とあわせ、地域保健事業の拡充に向け、関係機関と連携して取り組む。なお、この運営は、財団法人東京都結核予防会に委託して行う。

(1) 健康相談室業務 「規模」 延相談人員 36, 000人

健康相談室では、無料の応急診療を実施するとともに、DOTS事業を含む結核診療事業、アルコ

ール相談事業などの地域特有の疾病治療にも取り組む。

(2) 巡回健康相談（週2回）【再掲】

台東区や荒川区、東京都、旅館組合、NPOと連携し、地域の簡易宿所に出向いて、生活・労働相談を行い、地域保健事業の拡充に向けた取組を行う。

(3) 寄せ場健康相談（毎日）・娯楽室健康相談（月2回）

日頃、日雇労働者が集まる寄せ場や娯楽室を活用し、日常的な健康相談や継続的な保健指導を行い、必要に応じて、健康相談室につないでいく。

4 日雇労働者生活支援事業

東京都共同募金会から配分金を受けて、労働者の自立促進、アルコール相談等の支援事業を、特別会計を設けて実施する。

(1) 簡易宿所を活用した生活訓練等の実施 「規模」延730人

就労自立支援事業等の対象者のうち、自立意欲が高いと認められる者に対して、一定の自己負担の下、簡易宿所を活用した生活訓練を実施するとともに、必要に応じてプリペイド式携帯電話の貸与を行い、自立を促進していく。

(2) 応急生活資金貸付 「規模」1,200件

生活に困窮し急迫状況にある労働者に対し、就労に必要な交通費等小口資金を貸し付ける。

(3) アルコール依存者へのディケアの実施 「規模」年6人

アルコール依存のある相談者に対し、宿泊援護事業の一つとして、一般の宿泊施設入所に替えてディケア事業を実施するNPO山谷マックに宿泊訓練を委託する。

5 応急援護相談及び援護事業 応急援護相談 「規模」41,036件

生活に困窮し、急迫した状態にある者に対し、個々の相談を通じて適切な応急援護を行う。

(1) 宿泊援護 「規模」13,000件

現に急迫した状況にあつて宿泊援護を必要とする者に、指定の施設において給食を含む宿泊援護を行う。

(2) 給食援護 「規模」23,000件

現に急迫した状況にあつて給食援護を必要とする者に、パン食等を支給する。

(3) 物品援護 「規模」5,000件

着衣等に困窮し、物品の援護を必要とする者に、衣類等を支給する。

(4) 交通費援護 「規模」36件

福祉事務所・病院等へ行くため、交通費の援護を必要とする者に対し、目的地までの乗車券等を支給する。

6 レクリエーション等事業

山谷地域の日雇労働者を対象に、様々なレクリエーション事業を実施するとともに、行政機関等のサービスや生活に役に立つ情報を提供する。また、広く一般向けに、当センターにおける新しい取組や山谷地域の情報などを積極的に発信する。

(1) 山谷地域敬老会 「規模」 参加者 1, 200人

60歳以上の山谷地域高齢者に対し、長寿を祝い、健全な娯楽を提供することにより慰安、激励し、福祉の一助とする。

(2) 夏期レクリエーション 「規模」 参加者 700人

山谷地域労働者に対し、お盆の時期に娯楽を提供することにより、日頃の労苦を癒し、生活に潤いを与え、勤労意欲の回復並びに助長を図る。

(3) 囲碁・将棋大会 「規模」 参加者 各30人

山谷地域労働者に対し、健全な娯楽の場を提供し、生活に潤いを与える。

(4) 文芸誌「なかま」発行 「規模」 2回 各700部

山谷地域労働者に対し、広く文芸活動の場を提供し、その育成と高揚を図る。

(5) 広報活動

①山谷地域労働者に対し、生活に役立つ情報を提供する。

・広報誌「ひろば」発行 24回 各2, 800部

・生活情報誌「くらしの便利帳」発行 1回 2, 000部

②ホームページの管理運営

③「統計月報」の発行

7 施設（娯楽室及び敬老室）運営事業

山谷地域労働者の健全な余暇活動を助長するため娯楽と休息の場を提供する「娯楽室」（センター本館地下1階）と山谷地域の高齢者（60歳以上）の相互交流及び自己啓発を促進する場として「敬老室」（センター分館1階）を運営する。

(1) 娯楽室 「規模」 1日平均100人

娯楽室の運営・管理は、社会福祉法人有隣協会に委託して行う。

娯楽室では、単に一時の休息の場を提供するだけでなく、テレビの視聴、読書、囲碁・将棋等の娯楽の提供や健康相談などの労働者啓発事業も行う。

(2) 敬老室の運営 「規模」 1日平均40人

敬老室の運営・管理は、NPOふるさとの会に委託して行う。

敬老室では、娯楽の提供だけでなく、高齢者の悩み等に関する相談や健康・アルコール依存症に関する相談なども行う。

8 関係機関等連絡事業

山谷地域には、生活環境の低下や路上生活者の増大など様々な問題が顕在化しており、その対応には台東、荒川区をはじめとする様々な公的機関との連携を強化するとともに、町会、商店街組合、旅館組合等地域の団体との連携にも積極的に取り組む必要がある。

また、労働者の高齢化や就業構造の変化等を背景に、再び山谷地域が労働市場として隆盛する状況にはなく、地域と連携し、将来を展望した取組を行うべき時期に来ている。

(1) 関係機関との連携

関係機関等と密接な連携をとり、各種事業の円滑な運営に努める。

① 関係機関連絡会議（現地幹事会） 2回

② 三所連絡会議 1回

・(財)城北労働・福祉センター ・(財)西成労働福祉センター ・(財)神奈川県労働福祉協会
会寿労働センター

(2) 「地域づくりフォーラム」の運営【再掲】 4回

町会、商店街、旅館組合、区、センターなどが参加し、山谷地域が抱える課題について意見交換を行い、今後の山谷のまちづくりを考えるとともに、連携して課題に取り組み、環境改善や地域保健事業などソフト面から山谷地域のまちづくりを推進していく。

(3) 「NPO等連絡会」の運営 随時

NPOや社会福祉法人が参加し、変化する山谷地域の現状について共通認識を持つとともに、センター委託事業に関する課題や改善策などについて意見交換していく。

9 東京都城北貯蓄組合清算業務

東京都城北貯蓄組合の解散に伴い清算人から受託した清算業務を行う。清算業務に当たっては、単に預金の払出を行うだけでなく、他の銀行への預け換えやそのために必要な住民登録に当たっての相談、今後の金銭管理に当たっての助言・指導を行う。

V 運営事項

都の監理団体として、組織運営の一層の効率化と職場風土の改善に取り組む。

1 会議の開催

(1) 理事会 3回

(2) 評議員会 3回

2 事業運営の効率化

(1) 事業の充実

「自立を促進するための施策のあり方検討委員会」報告書（平成17年12月）を踏まえ、山谷地域の労働者の自立と安定した生活を目指し、事業のより一層の充実に向け取り組む。

(2) 管理事務の効率化

引き続き事務改善に取り組む

- ① 事務処理に係る経費の節減
- ② 公認会計士の指導による会計処理の適正化